

〒097-8686

稚内市中央3丁目13番15号

稚内 太郎 様

200000

令和6年7月16日

稚内市長 工藤 広

（公印省略）



## 調整給付金支給のお知らせ

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給いたします。

なお、調整給付金の支給額算出式や注意書き等は裏面にてご確認ください。

支給方法	口座振込
支給日	令和6年8月7日（水）
支給口座	稚内銀行 稚内支店 普通 1916***
支給額	80,000円

**本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、  
原則として申請等の手続きは必要ありません。**

〒097-8686  
稚内市中央3丁目13番15号  
稚内市役所税務課（市民税グループ）  
TEL：0162-23-6392

## 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	60,000 円	- 0 円	= 60,000 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	20,000 円	- 6,270 円	= 13,730 円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	60,000 円	+ 13,730 円	= 73,730 円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			80,000 円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が確定した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

※令和6年中に稚内市外に転居される方又は転居された方は、この支給のお知らせが追加給付に際して必要となることがあるため、**大切に保管ください**。

なお、**下記のいずれかに該当する場合は、令和6年7月31日(水)までに下記問合せ先までご連絡ください**。必要書類を送付いたします。

**ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。**

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

※右の二次元コードから手続きすることも可能です。



問合せ先

〒097-8686  
稚内市中央3丁目13番15号  
稚内市役所税務課(市民税グループ)  
TEL: 0162-23-6392